

専門性の高い看護師の教育・資格について



高等教育局医学教育課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

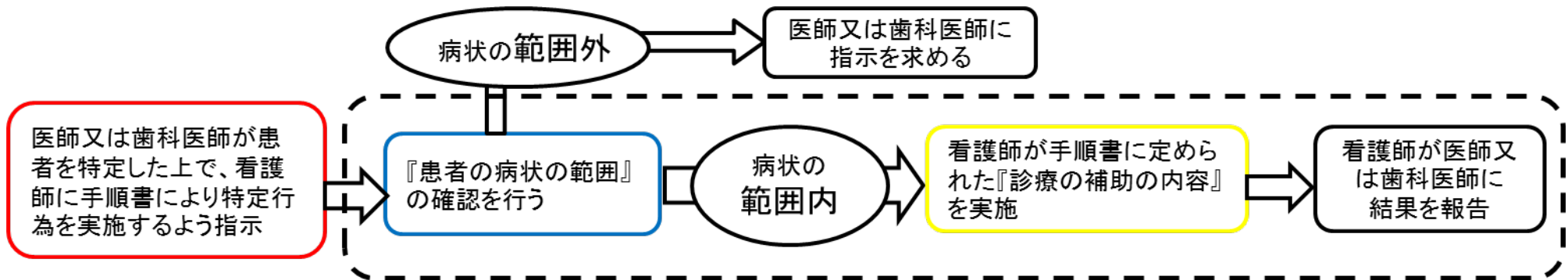
特定行為研修

【制度の趣旨】

2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助（例えば脱水時の点滴（脱水の程度の判断と輸液による補正）など）を行う看護師を養成し、確保していく必要がある。

このため、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していく。

【制度の対象となる場合の診療の補助行為実施の流れ】



特定行為研修

【38の特定行為】

経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	心嚢(のう)ドレーンの抜去	創部ドレーンの抜去	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
侵襲的陽圧換気の設定の変更	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更	直接動脈穿(せん)刺法による採血	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
非侵襲的陽圧換気の設定の変更	胸腔ドレーンの抜去	橈(とう)骨動脈ラインの確保	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿(せん)刺針の抜針を含む。）	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾(ろ)過器の操作及び管理	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
人工呼吸器からの離脱	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	抗けいれん剤の臨時的投与
気管カニューレの交換	膀胱ろうカテーテルの交換	脱水症状に対する輸液による補正	抗精神病薬の臨時的投与
一時的ペースメーカーの操作及び管理	中心静脈カテーテルの抜去	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与	抗不安薬の臨時的投与
一時的ペースメーカーリードの抜去	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	インスリンの投与量の調整	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整
経皮的心肺補助装置の操作及び管理	褥(じょく)瘡(そう)又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	
大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整	創傷に対する陰圧閉鎖療法	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	

特定行為研修

【特定行為研修機関】

1 または 2 以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校・病院等で、厚生労働大臣が指定するもの

特定行為研修

「共通科目」

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能であって、全ての特定行為区分に共通するものの向上を図るための研修



「区分別科目」

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能であって、特定行為区分ごとに異なるものの向上を図るための研修

領域別パッケージ研修

平成31年4月26日に保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令が公布された。本改正により、領域別に特定行為をパッケージ化し研修することが可能となった。

領域別パッケージ研修とは

- ・ 特定行為研修は区分毎に受講するよう定められているところ、領域別パッケージ研修では、各領域において一般的な患者の状態を想定し、特定の領域において実施頻度が高い特定行為をまとめた。
- ・ 厚生労働大臣が適当と認める場合において、当該特定行為研修に係る特定行為の一部を免除した研修を行うことができる。
- ・ 領域別パッケージ研修の修了者について、免除された特定行為については、修了したことにはならない。

領域とは

- ・ 区分や特定行為をまとめて研修した方が現場での活用に資すると考えられる領域。
- ・ 領域は、在宅・慢性期領域、外科術後病棟管理領域、術中麻酔管理領域、救急領域、外科系基本領域、集中治療領域の6領域。(2020年10月時点)

【共通科目の内容】

科目	時間
臨床病態生理学	30
臨床推論	45
フィジカルアセスメント	45
臨床薬理学	45
疾病・臨床病態概論	30
	10
医療安全学	45
特定行為実践	
計	250

診療看護師(Nurse Practitioner:NP)

日本NP教育大学院協議会

【定義】

本協議会が認めるNP教育課程(大学院)を修了し、本協議会が実施するNP資格認定試験に合格した者で、患者のQOL向上のために医師や多職種と連携・協働し、倫理的かつ科学的根拠に基づき一定レベルの診療を行うことができる看護師。

【役割】

診療看護師(NP)の役割は、医師、薬剤師等の他職種と連携・協働を図り、一定レベルの診療を自律的に遂行(特定行為できる)し、患者の「症状マネジメント」を効果的、効率的、タイムリーに実施することにより患者のQOLの向上を図ることである。医療施設や在宅医療の場で、個々の患者の症状に対応した「症状マネジメント」をタイムリーに実施していくことにより疾病の重症化等を防止し、患者のQOLの向上を図ることができる。

【診療看護師(NP)に必要なとされる能力】

- 1)包括的健康アセスメント能力
- 2)医療処置・管理の実践能力
- 3)熟練した看護実践能力
- 4)看護マネジメント能力
- 5)チームワーク・協働能力
- 6)医療保健福祉制度の活用・開発能力
- 7)倫理的意思決定能力

【人数】670名

日本看護系大学協議会

【定義】

JANPU-NPとは、本会が認定するナースプラクティショナー教育課程(大学院)を修了し、本会のJANPU-NP資格認定審査に合格し、保健医療福祉現場において病院・診療所等と連携して、現にまたは潜在的に健康問題を有する個人や家族、集団、コミュニティに対してケアとキュアを統合し、一定の範囲で自律的に、治療的もしくは予防的介入を行い、卓越した看護を提供することが認められた高度実践看護師。

【役割】

- 1) 専門看護分野において、個人・家族または集団に対してケアとキュアを統合した高度な看護を実践する(実践)。
- 2) 専門看護分野において、医師等への照会の必要性を的確に判断して、医師や他職種との連携を緊密にとともに、看護職者を含むケア提供者に対してコンサルテーションを行う(コンサルテーション)。
- 3) 専門看護分野において、必要なケアが円滑に提供されるために、保健医療福祉に携わる人々との間のコーディネーションを行う(調整)。
- 4) 専門看護分野において、倫理的な問題・葛藤について関係者間での倫理的調整を行う(倫理)。
- 5) 専門看護分野において、看護職者に対しケアを向上させるため教育的機能を果たす(教育)。
- 6) 専門看護分野において、専門知識・技術の向上や開発を図るために実践の場における研究活動を行う(研究)。

【人数】7名(2022年7月)

専門看護師(Certified Nurse Specialist:CNS)

【制度の目的】

専門看護師制度は、複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して水準の高い看護ケアを効率よく提供するための、特定の専門看護分野の知識・技術を深めた専門看護師を社会に送り出すことにより、保健医療福祉の発展に貢献し併せて看護学の向上をはかる

日本看護系大学協議会と連携し運営

(日本看護系大学協議会：教育課程の特定、教育課程の認定・認定更新)

(日本看護協会：専門看護分野の特定、認定審査・認定更新審査等)

【役割】

- ・個人、家族及び集団に対して卓越した看護を実践する。(実践)
- ・看護者を含むケア提供者に対しコンサルテーションを行う。(相談)
- ・必要なケアが円滑に行われるために保健医療福祉に携わる人々間のコーディネーションを行う。(調整)
- ・個人、家族及び集団の権利を守るために、倫理的な問題や葛藤の解決を図る。(倫理調整)
- ・看護者に対しケアを向上させるため教育的役割を果たす。(教育)
- ・専門知識及び技術の向上並びに開発を図るために実践の場における研究活動を行う。(研究)

【専門看護師になるには】

認定審査受験資格

1. 日本の看護師免許を有する
2. 看護系大学院修士課程修了者で専門看護師教育課程基準の所定の単位を取得
3. 実務研修が通算5年以上(うち3年間以上は専門看護分野)

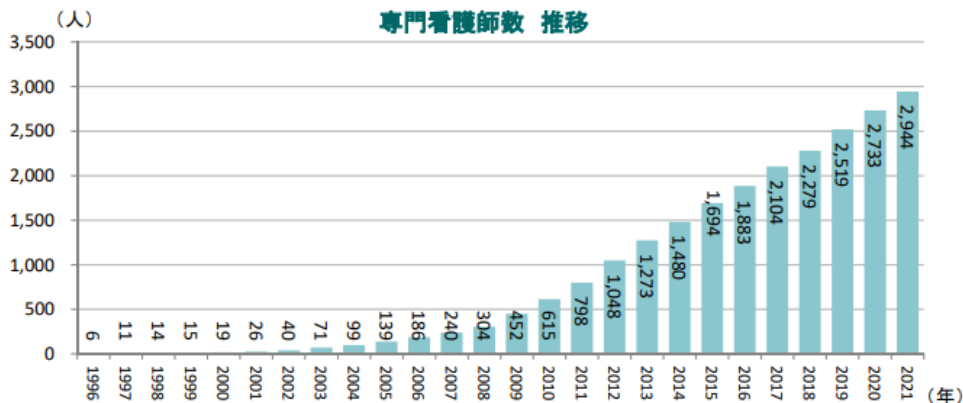
→ 専門看護師認定審査 → 専門看護師認定証交付・登録 → 5年ごとに更新(書類審査)

【専門看護分野】

がん看護	急性・重症患者看護
精神看護	感染症看護
地域看護	家族支援
老人看護	在宅看護
小児看護	遺伝看護
母性看護	災害看護
慢性疾患看護	放射線看護

専門看護師 (Certified Nurse Specialist: CNS)

都道府県別専門看護師登録者数 2,944名



※各年12月末日の登録者数

北海道東北 304人



九州沖縄 232人



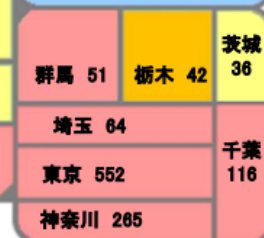
中国四国 253人



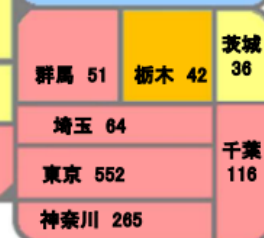
近畿 563人



東海北陸 357人



関東甲信越 1,235人



分野	人数
がん看護	995
精神看護	389
地域看護	30
老人看護	226
小児看護	288
母性看護	90
慢性疾患看護	247
急性・重症患者看護	353
感染症看護	95
家族支援	82
在宅看護	108
遺伝看護	14
災害看護	27
総合計	2,944

認定看護師(Certified Nurse:CN)

【制度の目的】

特定の看護分野における熟練した看護技術及び知識を用いて、あらゆる場で看護を必要とする対象に、水準の高い看護実践のできる認定看護師を社会に送り出すことにより、看護ケアの広がり と 質の向上を図る

【役割】

- ・ 個人、家族及び集団に対して、高い臨床推論力と病態判断力に基づき、熟練した看護技術及び知識を用いて水準の高い看護を実践する。（実践）
- ・ 看護実践を通して看護職に対し指導を行う。（指導）
- ・ 看護職等に対しコンサルテーションを行う。（相談）

【認定看護師になるには】

日本の看護師免許取得後、実務研修が通算5年以上ある（うち3年以上は認定看護分野の実務研修）



認定看護師教育機関入学 A課程認定看護師教育機関（特定行為研修を組み込んでいない、2026年度に教育終了）

B課程認定看護師教育機関（特定行為研修を組み込んでいる）

→ 教育機関修了 → 認定看護師認定審査 → 認定看護師認定証交付・登録

→ 5年ごとに更新（書類審査）

【認定看護分野】

クリティカルケア	生殖看護	脳卒中看護	感染管理	乳がん看護
緩和ケア	腎不全看護	呼吸器疾患看護	糖尿病看護	認知症看護
がん薬物療法看護	摂食嚥下障害看護	心不全看護	新生児集中ケア	がん放射線療法看護
在宅ケア	小児プライマリケア	皮膚・排泄ケア	手術看護	

認定看護師(Certified Nurse:CN)

都道府県別認定看護師【A課程】登録者数 21,081名



分野	人数
救急看護	1,239
皮膚・排泄ケア	2,213
集中ケア	1,077
緩和ケア	2,568
がん化学療法看護	1,648
がん性疼痛看護	765
訪問看護	664
感染管理	2,930
糖尿病看護	820
不妊症看護	177
新生児集中ケア	431
透析看護	288
手術看護	699
乳がん看護	372
摂食・嚥下障害看護	1,089
小児救急看護	256
認知症看護	1,935
脳卒中リハビリテーション看護	771
がん放射線療法看護	372
慢性呼吸器疾患看護	312
慢性心不全看護	455
総合計	21,081

日本看護協会 認定部 2021年12月

認定看護師(Certified Nurse:CN)

都道府県別認定看護師【B課程】登録者数 1,496名

